

平成28年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成28年7月26日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時26分

【場所】 教育会館 第1会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 中本 賢

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

委員 小原 良

【出席職員】

教育次長 西 義行

教育改革推進担当理事 佐藤 裕之

学校支援総合調整担当理事 総合教育センター所長 芹澤 成司

総務部長 小椋 信也

教育環境整備推進室長 丹野 典和

職員部長 山田 秀幸

学校教育部長 小田嶋 満

中学校給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 野本 宏一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

生涯学習推進課長 池之上 健一

宮前区役所生涯学習支援課長 吉越 厚善

宮前区役所生涯学習支援課長補佐 関口 篤徳

教職員課担当課長 大島 直樹

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 中本 賢

委員 濱谷 由美子

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から15時30分までといたします。

3 会議録の承認

【渡邊教育長】

5月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、これについて承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

なお、後ほどまた修正等がございましたらば、事務局までお申し出ください。

4 傍聴（傍聴者 5名）

【渡邊教育長】

本日は傍聴の申し出がございましたので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可します。

5 非公開案件

【渡邊教育長】

それでは、本日の日程は配付のとおりでございますが、

報告事項No. 6 は、特定の個人が識別され得る氏名等が内容に含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため、

こちらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【渡邊教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条により、中本委員と濱谷委員にお願いをいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第2号 図書館における「慰安婦」に関し虚偽の記述がある書籍の閉架を求める請願の報告について

【渡邊教育長】

それではまず、報告事項 I に入ります。

「報告事項 No. 1 請願第2号 図書館における「慰安婦」に関し虚偽の記述がある書籍の閉架を求める請願の報告について」の説明を、庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第2号読上げー

本日の教育委員会では、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと存じます。なお、請願者に確認しましたところ、意見陳述は希望されないとのことでした。

以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

ただいま報告のありました、請願第2号の取り扱いについてでございますけれども、今後、審

議していくということよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項 No. 2 平成28年第2回市議会定例会について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No. 2 平成28年第2回市議会定例会について」、こちらの説明を総務部長にお願いいたします。

【小椋総務部長】

それでは、「報告事項No. 2 平成28年第2回市議会定例会について」御報告をさせていただきます。

今回の市議会は、5月27日から6月21日まで開催されました。それでは、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

資料の(1)平成28年第2回市議会定例会の提出議案についてでございますが、本定例会に提出された議案のうち教育委員会関係の議案は、「議案第99号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第109号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」の2議案でございました。

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、川崎市立商業高等学校の名称を、川崎市立幸高等学校へ変更するため、この条例を制定するもので、6月10日に開催されました文教委員会において審査が行われました。

審査の状況でございますが、市立商業高等学校から幸高等学校への名称変更及び学科改編後におけるこれまでの商業高校の特色の継承について質問をいただきまして、全日制課程に新設する普通科においても問題解決的な学習や少人数のゼミ形式の学習を取り入れるなど、これまでの商業高校の特色及び伝統を生かした学校づくりを進めていきたいと考えているとの答弁をいたしました。

また、名称変更に際して実施したアンケートにおける幸高等学校以外の名称の候補について質問をいただきまして、名称変更の候補については主に三つあり、一つ目が幸高等学校。二つ目が「かわしょう」の呼称を大事にしたいといった理由から、川崎樟朋高等学校、樟の朋友の朋、月二つの朋でございますが、樟朋高等学校。三つ目が、これまでと同じ名称を残してほしいとの理由から、川崎商業高等学校であったことを答弁いたしました。

また、名称変更に伴う校歌の取り扱い及び教育理念の考え方について質問いただきまして、校歌の取り扱いについては検討中でございますが、現在の校歌の歌詞には商業の文言が含まれていないため、名称変更後も現行の校歌の使用が可能であると考えています。

今回の改正により商業科がなくなるわけではないため、これまでに培ってきた理念を大事にしつつ学校づくりを進めていきたいと考えていることなどを答弁いたしました。

また、条例改正により商業高校に普通科が新設されることになるが、商業科や普通科、または県立や市立などでそれぞれの役割があると考えため、受験をする学生に対して違いがはっきりとわかるようなアピールの仕方を工夫してほしいこと、定時制商業科は川崎総合科学高等学校へ移行されることとなるが、地域に密着した定時制課程は、地域から通うさまざまな困難や課題を抱える生徒たちの学習の場として必要であるとの立場から、現在の場所にある定時制課程を廃止することとなる本議案には賛成できないことなどの意見をいただきました。

採決の状況といたしましては、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても賛成多数をもって原案のとおり可決されたところでございます。

次に、黒川地区小中学校新設事業の契約の変更についてにつきましては、はるひ野小中学校の校舎増築、給食室改修後の維持管理業務の追加及び中学校給食提供業務の追加による本校の管理運営に係るPFI事業の契約金額を変更するもので、6月10日に開催されました文教委員会において審査が行われました。

審査の状況でございますが、給食室工事期間中に児童生徒が持参する弁当の衛生管理について質問をいただきまして、小学校においては、児童が持参する弁当を各階に設置されている空調付きの配膳室で一括保管すること、中学校につきましては、現状と同様に生徒自身で保管する形態となりますが、教室等にも空調が整備されているため、衛生面でも問題はないと考えていることなどを答弁いたしました。

また、保護者への説明について質問をいただきまして、はるひ野小中学校の工事については保護者説明会において説明するとともに、全ての保護者に対して通知していることを答弁いたしました。

また、これまでPFI方式や当初計画されていた習熟度別学習の導入等に課題があることから、黒川地区小中学校新設事業については、契約締結時から反対をしてきた経緯があるが、今回の契約変更は校舎等の増築、給食室改修に伴う維持管理業務の追加及び中学校給食業務の追加に関するものであるため、中学校給食の実現を推し進める立場から、この議案には賛成であることなどの意見をいただきました。

採決の状況といたしましては、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても全会一致をもって原案のとおり可決されたところでございます。

続きまして、(2)平成28年第2回市議会定例会の答弁についてでございますが、資料の3ページをお開きください。

まず、①代表質問でございますが、今回は6月8日、9日の二日間で行われ、全会派から質問がございました。主な内容といたしましては、中学校給食に関するもの、県費負担教職員の財源移譲に関するもの、子どもの貧困対策に関するもの、学校の防災機能に関するものなどがございました。具体的な質問及び答弁につきましては、資料の5ページから20ページにかけましてまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

4ページをお開きください。

②一般質問でございますが、今回は6月17日、20日、21日の三日間で行われ、質問議員53名のうち24名の議員から28項目の質問をいただきました。

主な内容といたしましては、子どもの体力向上に関するもの、主権者教育に関するもの、小中

学生の朝食の摂取状況に関するもの、組み体操に関するもの、教科書採択に関するもの、中学校の運動部活動に関するものなどございまして、具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の21ページから53ページにまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、平成28年第2回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【渡邊教育長】

市議会定例会の報告でございましたけれども。何か御質問等ございますでしょうか。特によろしいですか。

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認いたします。

報告事項 No. 3 市議会請願・陳情審査状況について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No. 3 市議会請願・陳情審査状況について」、こちらの説明を総務部長に引き続きお願いします。

【小椋総務部長】

それでは、「報告事項No. 3 市議会請願・陳情審査状況について」御報告申し上げます。

お手元の資料、平成28年度市議会文教委員会に付託された請願・陳情の審査状況の2ページをごらんいただきたいと存じます。今回は、前回御報告いたしました平成28年4月26日開催の教育委員会定例会以降に提出、審査されました請願・陳述につきまして御報告申し上げます。

「請願第19号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現を図り、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願」及び「請願第20号 教育格差をなくし、ゆきとどいた教育を求める請願」につきましては、去る6月10日に一括して審査が行われました。

請願第19号の趣旨は、ゆきとどいた教育を実現するために、学級編制基準の見直しや教職員の定数改善等、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するための予算を確保・拡充することを求めるものでございます。

請願第20号の趣旨は、川崎市独自で、当面小学校3年生と中学校1年生を35人以下学級にすること、国の責任で35人以下学級を早期に実施するように国に要望すること、及び教育費の無償化を目指し、保護者負担を軽減する措置を進めることを求めるものでございます。

文教委員会におきましては、本請願に対する本市の考え方として義務標準法の一部改正法に規

定された国の学級編制の基準の引き下げと、それに伴う財源確保に対する努力義務について、その誠実な履行を大いに期待するところであること、特に、いまだ児童生徒数の増加が続く本市にあっては、各学校が直面する課題も多岐にわたり、教職員の定数改善が強く求められていること、川崎教育プランに掲げる確かな学力の育成等を図るためにも、新たな教職員定数改善計画の早期策定と確実な実施を求めていきたいと考えていること、さらに今後も公費、私費の負担区分の適正化により保護者負担の低減を図るとともに、経済的理由により就学が困難な家庭の負担軽減に努めていきたいと考えていることなどを説明したところでございます。

審査の状況につきましては、これまでの研究結果を踏まえた少人数学級のメリットについての質問に関しましては、研究指定を行うに当たって少人数学級を実施した学校から報告を上げてもらっており、学校からは一人ひとりの子どもたちの様子が見てとれる、あるいは話を聞き取るといった効果があったと報告を受けていることなどを答弁いたしました。

30人学級にした場合に必要となる教室数及び教職員の人数についての質問に関しましては、全小学校の2年生以上で30人学級を実施した場合、540強の教室が新たに必要となること、30人以下学級の実施に見合った教員数を確保するためには、かなり長いスパンで採用の計画を立てて実施することが必要であることなどを答弁いたしました。

中学校における少人数学級実施校の拡充についての質問に関しましては、中学校では教科担任制をとっており、1クラスふやすことによって担任1名分だけではなく、各教科を教える教員もふやさなければならなくなるケースも考えられること、学校によっては少人数学級ではなく、チームティーチングに加配教員を使いたいという希望もあり、学校の状況をヒアリングしながら、加配の仕方について検討していることなどを答弁いたしました。

県費教職員の移管に向けた今後の課題についての質問に関しましては、勤務時間等のサービス関係を市の制度に移しかえるに当たって、県との違いがある部分をどのように調整するか、県の持っている人事データを、市の人事給与システムにどのように移管するかななどを大きな課題として認識しており、これまでも取り組んできたこと、今後は県を通さずに国から直接定数をもらう形になるので、市の判断で活用できる幅が広がる可能性があり、予算の確定に向けて整理していききたいことなどを答弁いたしました。

OECD諸国と比較した日本の教育費の割合についての質問に関しましては、国民総生産に占める教育費の割合はOECD諸国の中で最下位だが、例えば子ども一人当たりの支出はOECDの平均を上回っており、ベースとなる国家の規模や背景等が平準ではない中で、一律にOECDの平均との比較で議論をすべきでないことなどを答弁いたしました。取り扱いにつきましては、県費教職員の移管を控えた川崎市において少人数学級だけではなく、さまざまな課題を国の動向を踏まえつつ議論していく必要があることなどから、継続審査となりました。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

審議会への請願・陳情の審査についての状況でしたけれども、これにつきまして御質問等ございますでしょうか。

特によろしいですか。

それでは、報告事項No. 3について承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、こちらを庶務課長にお願いいたします。

【野本庶務課長】

それでは、「報告事項No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。お手元の資料、平成28年7月14日付事務局管理職の人事異動の表紙を1枚おめくりください。

平成28年5月23日付で、神奈川県労働委員会会長宛てに川崎市教育委員会を被申立人とする、不当労働行為救済申立書が提出されました。本件につきましては、適切に対応するために被申立人である教育委員会の職員としての立場で調査・審問等に出席する補佐人として総務企画局、総務部法制課の職員にかかわっていただく必要があったことから、課長級におきまして植木義行、総務企画局総務部法制課担当課長を教育委員会事務局総務部庶務課担当課長としての併任辞令を発令したものでございます。

なお、既に7月22日に調査が行われておりますため、今般、議案としてではなく、教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告として取り扱うものでございます。

続きまして、総務企画局との併任について御報告いたします。本件に関連いたしまして、平成28年3月31日付で川崎市教育委員会宛てに団体交渉申し入れ書が提出されております。このことにつきまして、教育委員会は地方公共団体の執行機関であって、法律上独立した権利義務の帰属主体とはなり得ないため、改めて6月28日付で川崎市長宛てに提出されました。これを受けまして、関係職員においては出張部局の職員としての立場で参加する必要があったことから、このたび併任の辞令がなされたものでございます。

具体的には、局長級におきまして芹澤成司担当理事でございますが、総務企画局担当理事として、また、課長級におきましては小島昌子、職員部勤労課長及び中村隆英、総合教育センター教育相談センター室長の2名でございますが、ともに総務企画局総務部庶務課担当課長の併任となります。

なお、こちらにつきましても、既に7月15日に団体交渉が行われておりますため、今般、議案としてではなく、教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告として取り扱うものでございます。

以上で報告事項No. 4、教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告についての御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

ただいまのことにつきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。
よろしいですか。
それでは、報告事項No. 4について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No. 4は承認といたします。

報告事項 No. 5 教育委員会会議録の作成等の方針について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No. 5 教育委員会会議録の作成等の方針について」、説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No. 5 教育委員会会議録の作成等の方針について」御報告をさせていただきます。お配りいたしました資料をごらんください。

教育委員会会議録につきましては、現状の会議録の作成状況に照らして、川崎市教育委員会会議規則の所要の整備を行うための一部改正について、本年5月25日の定例会におきまして御承認をいただきました。その際、会議録作成のために一時的、補助的に使用している録音データの取り扱いについても各委員から御意見をいただき、このことについて整理することとし、このたび会議録の作成の方針と録音データの取り扱いをあわせて教育委員会会議録の作成等の方針として整理いたしました。

まず、1の教育委員会会議録についての(1)についてでございますが、会議録は、川崎市教育委員会会議規則第14条及び第15条の規定に基づき作成した文書をいうとしております。これは、会議録は規則第14条第1項各号に掲げる内容を記載した文書に第2項規定の書類を添付したのに対して、第15条規定の教育委員の署名をしたものが会議録であることを、改めて確認したものです。ほかの記録や録音データは規則上の会議録ではないことを示すものでございます。

次に、(2)についてでございますが、会議録は、原則として全録方式により作成することを定めたものでございます。ただし、読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で重複表現や言い回しなどの文言整理を行うことといたしまして、その場合は文言整理を行ったことを示すため、米印のところに記載してございますとおり、「読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています」との注釈を掲載することを決めました。

次に、2の教育委員会会議の録音データの取り扱いについてでございますが、当該録音データ

につきましては、会議録の作成を目的として一時的、補助的に作成したものでございますので、特に軽易な公文書に当たるものでございまして、この保存期間につきましては、川崎市教育委員会事務局公文書管理規則第10条第1項括弧書きにおいて、事務処理上必要な期間と規定されているところでございます。本方針におきましては、この事務処理上必要な期間に関し、以下の(1)から(3)までに定めたところでございます。

(1)でございますが、教育委員会会議の録音データは、教育委員会会議録の公開の日の翌日から起算して1年に達する日、起算日の翌年の応当日の前日まで保存することといたしました。

資料の3枚目をごらんください。図がございまして、太線で描かれた2本の帯を上下に記してございます。上の帯をごらんください。一番左側が会議開催日、すなわち録音の日を表しております。その後、右方向に時間が進行し、会議録の開催の日を迎えるわけでございますが、この日の翌日から起算して翌年の応当日の前日までを保存期間といたしました。

次に、資料の1枚目にお戻りいただきまして、(2)でございますが、会議録の公開の日は、川崎市教育委員会ホームページにおいて会議録を公開した日とすることといたしました。

次に、(3)でございますが、川崎市教育委員会事務局公文書管理規則第7条の趣旨をそのまま掲げたものでございます。公文書管理規則第7条第2項では、公文書が監査・検査等の対象になっているもの、現に継続している訴訟に関係するものなどについて、必要な保存期間の延長を規定しております。

再度、資料の3枚目の図をごらんください。今度は下の帯でございますが、(1)で定めた保存期間の途中で公文書の開示請求があった場合は、その諾否の決定の日から1年間保存することが、公文書管理規則第7条第2項第4号に定められています。図の場合は、この規定によって当初の保存期間を延長する形になることを表しております。

資料の1枚目にお戻りください。次に3でございますが、この方針は、平成28年8月1日から適用することといたしました。引用いたしました規則の条文は資料の2枚目にございますので、御確認をいただければと思います。

以上で、教育委員会会議録の作成等の方針について御報告を終わらせていただきます。

【渡邊教育長】

教育委員会会議録の作成等の方針についてということでございます。これは、以前の教育委員会会議におきましても委員の皆さんから御意見がありまして、それを整理する形で改めて報告されている内容でございます。御感想なども含めて御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【濱谷委員】

いいでしょうか。

【渡邊教育長】

はい、お願いします。

【濱谷委員】

録音テープなどもとっておくという形になったわけで、開示請求なんかがあったら、そこから

また1年ということで延びるわけですがけれども、それも別に隠すことではないので、いいのではないかなというふうに思いました。

【小原委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

はい、小原委員、お願いします。

【小原委員】

録音データの取り扱いに関してですけれども、これでしっかりと定義がついたということで、取り扱い自体が明確になってくるということは、よろしいかなというふうに思っております。見る限りで、きちんと方針として定められていますので、ぜひ今後ともこれを運用した上で管理をしていただきたいというふうに思いました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

ほかの委員さんもいかがでしょうか。御自分の御発言が会議録になるわけでございます。中本委員、いかがですか。

【中本委員】

ほかの委員が、今、おっしゃってくださいましたけど、こういう形にきちっとできましたので、これに準じて会議録等の資料を扱っていただきたいと思います。御苦労さまでした。

【渡邊教育長】

前田委員はいかがですか。

【前田委員】

私も川崎市の教育委員会会議規則に録音データのことが書いてなかったもので、これでしっかり位置づけができたので、言い間違い等も多少発言の中にあつた場合も文言整理を行うということも書いてありますので、本当にしっかり整理していただいてありがたいなと思いました。ありがとうございました。

【渡邊教育長】

吉崎委員はいかがですか。

【吉崎教育長職務代理者】

結構だと思います。ただ、諾否決定が延びた場合は、もしかすると2年も保存するという事になりますね。その辺はしっかり、保存期間の延長というものがどのぐらいを有するのかというのは、そのときによりますので。その都度しっかり頭に入れてもらうようにしたいと思います。結構だと思います。

【渡邊教育長】

皆さんから、しっかりと整理されて大変よかったというふうな御発言をいただきましたので、これに従いまして今後取り組んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、ただいまの報告事項No. 5につきましては、承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No. 5は承認といたします。

8 議事事項 I

議案第29号 川崎市教育委員会請願等取扱要綱の制定について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項に入ります。

「議案第29号 川崎市教育委員会請願等取扱要綱の制定について」、説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案第29号、川崎市教育委員会請願等取扱要綱（案）について御説明申し上げます。

本件は要綱の制定についてでございますが、本来は教育委員会事務局の内部決裁で制定ができるものでございますが、教育委員会会議に直接影響する事項でございますので、御審議をお願いするものでございます。

議案書の3ページをごらんください。

制定理由でございますが、川崎市教育委員会へ提出される請願、陳情及び要望書等の取り扱いについて基本的な事項を定めることにより、川崎市教育委員会会議の円滑な議事運営と事務執行に資するとともに、市民へ請願、陳情及び要望書等の取り扱いを明確に示すものでございます。

それでは内容を御説明いたしますので、1ページをごらんください。この要綱は、第1条の趣旨から第9条の要望書等までの九つの条で構成されております。では、第1条から順に御説明いたします。

第1条は、この要綱の趣旨でございますが、川崎市教育委員会が受理する請願書または陳情書の取り扱いについて、川崎市教育委員会会議規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとするものでございます。

第2条は、請願書等の提出の仕方を規定してございまして、請願しようとする場合は教育長宛てに請願書等を提出していただくこと、第2項では、請願書等には邦文を用い、件名、その他の必要事項を記載していただくことを定めております。なお、教育長及び教育委員は、請願者等に

はなれないとしてございます。

第3条は、会議付議についての規定でございまして、第1項では、請願書等につきましては直近の定例会または臨時会で報告することを原則として定めております。ただし、例外といたしまして、会議開催告示後に請願書等が提出された場合、その他教育長が必要と認める場合は直近の会議の次の会議で報告することができることを定めております。次に第2項では、同一趣旨の請願書等が複数あるときは、その要旨、内容等を取りまとめた文書で付議することができることを定めております。次に第3項では、会議で報告された請願書等については請願者等の意見陳述の有無及び陳述事項について会議に諮って決め、審議を行うことを定めております。なお、別表のいずれかに該当すると教育長が判断したときは、会議で確認の上、審議を行わないことができることといたしました。

別表について御説明いたしますので、2ページをごらんください。

別表第3条第3項関係でございしますが、1は基本的人権を否定するなど、違法または明らかに公序良俗に反する行為を求めるものでございます。2は裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるものでございます。3は著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、その者の名誉棄損または信用失墜のおそれのあるものでございます。4は公益上の必要がなく、単に個人の秘密を暴露するものでございます。5は委員会の事務に関係しない事項を願意とするものでございます。6は採択、不採択等の議決のあった請願書等と同一趣旨のもの、もしくは相反する趣旨のもので、議決時以後当該請願書等をめぐる環境、条件が同じであるなどの特段の状況の変化がないものでございます。ただし、議決から1年以上経過したものは除くことといたしました。7は市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるものでございます。8は、趣旨、理由等が明確に記載されていないものでございます。9は請願者等が県外のものでございます。10は1から9までの事項以外に教育長が判断したものでございます。

以上の項目に該当すると教育長が判断した場合は、教育委員会の定例会または臨時会において確認の上、審議を行わないことができることといたしております。

1ページにお戻りください。

次に、第4条でございしますが、関連する請願書等の取り扱いについての規定でございまして、議案または請願書等の審議をする会議の開催の告示があった日から当該会議の開催日までに同一趣旨または相反する趣旨などの関連する請願書等が新たに提出された場合は、その写しを議案または請願書等の審議をする会議において参考配布することとし、参考配布した請願書等の審議等は行わないことを定めております。

次に第5条は、会議における請願書等の審議及び採決の方法について、次の各号に掲げる手順で行うことといたしております。すなわち、第1号では議案に関連する請願書等については会議に諮って議案と一括審議とし、まず第3条3項に定める意見陳述を行った後、議案を審議及び採決を行い、その後直ちに請願書等の採決を行うこと、第2号では、請願書等の採決については、採択、不採択または採択・不採択の判断をしないこと、第3号では、請願書等の内容が数項目にわたるものについては、項目別に採決を行うことができることを定めております。

次に、第6条は審議結果等通知についての規定でございまして、第1項では、審議が決した場合に、第2項では第3条3項の規定により審議を行わないと決した場合について、それぞれ速やかに請願者等に対して、その旨を文書で通知しなければならないことを定めております。

次に、第7条は請願書等を取り下げる場合の規定でございまして、その場合は、取り下げ願いを教育長宛てに御提出いただくこととし、取り下げ願いが提出されたときは、直近の会議で報告する旨を定めております。

次に、2ページをごらんください。

第8条でございまして、署名簿についての取り扱いについての規定でございまして、第1項では、請願書等の署名簿は会議の資料とはしないこと、第2項では、請願書等の署名簿については、署名されていれば押印のないものも含め、ほか何名と会議で報告すること、後から追加で提出された署名については、報告しないことを定めております。

次に、第9条は請願書等のほか、委員会に提出された要望書の取り扱いについての規定でございまして、教育長限りにおいて処理するもののほか、その取り扱いは次の各号のとおりとすることと定めております。すなわち第1号では、意見書、決議の議決を求めるものは、各教育委員及び関係部署に写しを送付する、第2号では、その他、委員会に関係あるものは、各教育委員に写しを送付する、第3号では、市の行政に係るものは、関係部署に写しを送付すると定めております。

附則でございまして、この要綱は平成28年8月1日から施行すると、施行期日を定めるものでございます。

川崎市教育委員会請願等取扱要綱（案）の説明は以上でございます。なお、資料といたしまして、川崎市教育委員会会議規則における請願等に係る規定の抜粋、請願法の条文を添付してございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

【渡邊教育長】

請願ですとか陳情の取り扱いについてを定めた要綱でございます。これまでもさまざまな請願、陳情の審査を行ってきておりますけれども、改めてそういった御経験の中から本日議案されております要綱をごらんいただければと思います。

まず、何か御質問等ございましたらばお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、御意見等がありましたらば、あわせてお願いいたします。

はい、前田委員。

【前田委員】

9番の請願者等が県外、市外のものでない県外のものとしたのは、どういうことかということ。10番の1から9以外に教育長が判断したものというのは、具体的に一体どんなものがあるのかなということについて、ちょっと御説明いただきたい。

【渡邊教育長】

別表の中の9番と10番の内容についてです。申し上げます。

【山田庶務課担当課長】

9番の請願者等が県外のものを外して、県内のものは受けるということでございまして。これは市立高校の学校学区が神奈川県内を規定しておりますので、市外というふうな形にしてしまい

ますと、川崎市外にお住まいの生徒さんや、その保護者からの、例えば市立高校の内容に関する請願、陳情を出された場合に取り扱えなくなってしまうということがございますので、県外としたところでございます。

それから10番の前各号以外に教育長が判断したものということでございますが、これは、具体的にはどういうものがあるかというのは想定をしていないところでございますが、1から9に掲げるもの以外で何かそういうものが出てきた場合には、10号を当てはめて教育長が判断し、さらにこれを教育委員会の定例会または臨時会の中で御確認をいただいて、審議しないことができるというふうにしたものでございます。

【渡邊教育長】

よろしいでしょうか。

【前田委員】

はい。ありがとうございました。

【渡邊教育長】

今、お話ありましたように会議の中で確認の上ということでございますので、そういった場合には委員さんに諮りながら進めていきたいというふうに思います。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

はい、吉崎委員。

【吉崎教育長職務代理者】

第5条第2項なんですけど、現実にはこれあると思うんですけども、請願書等の採択で、採択、不採択または採択・不採択の判断をしない、市民にとって、この三つ目がよくわからないかなと思うんですけど。この意味の説明を、保留というのか、それとも何ていうのですか、請願が我々の今の現状ではそれに対する採択ができないという、その辺が非常に微妙なことが起こると思うんですけど。そういうことはあり得ると思うのですが、市民の方にとってちょっとわかりにくい表現だなと思うんですけど。これ以上、何か追加の説明はできないですかね。三つ目のことで、採択・不採択の判断をしないという。

【山田庶務課担当課長】

市議会では、継続審査というような。

【吉崎教育長職務代理者】

継続審査。

【山田庶務課担当課長】

はい。要するにそのときは決めないで、また次の会議で審査をするというようなことがございますけれども。執行機関である教育委員会において、そういう継続審査というのはいかなるものかというところがあります。また、採択・不採択をしないということは、その継続審査とはまた別の話になりまして。それを定めることが、採択する、もしくは不採択というふうに決めてしまうことが、やはり現状にふさわしくない場合がございますので、採択する、しないのほかに、採択・不採択の判断をしないというものを規定したところでございます。

【渡邊教育長】

総務部長。

【小椋総務部長】

補足でございますけれども、採択・不採択の判断をしないという事例を具体的に挙げたほうが御理解いただきやすいかなと思います。

これからまた向かいますが、教科書採択は教育委員会の責任と権限のもとで行われるということの中で、採択日を決めて、委員の皆様いろいろな教科書の調査研究を行っていただいているさなかに、やはりこういう教科書を採択してほしい、または採択してほしくないとか、そういう請願・陳情もこれまでも出てきたと御記憶があるかと思います。

その際に、やはりここで事前の教科書採択以前の会議において、そういう請願・陳情の結論を出すことは控えています。教科書採択の本番に大きな影響を与えるということにもなりますので。これまでも、そういう事例の場合については採択・不採択をしないという判断をいただいていたところでございますので、そういう事例が御理解いただきやすいかなと思います。

【吉崎教育長職務代理者】

我々も現実にはそういうことがあったなという記憶をしているんですが。市民の方にも、これ広報しますよね。そうすると、ちょっと理解しにくいかなと思って。だから、そのような何かこう説明を1行入れるのは難しいですけど、この中には。どうしたらいいかなと思って。ここちょっと何か、ちょっとわかりにくいんじゃないかなと思って。

【濱谷委員】

いいですか。

【渡邊教育長】

はい、濱谷委員。

【濱谷委員】

請願をされるのが、要するに採択、不採択というか、審議をして決めるより前に請願されたら、その後でやることなので、それは採択・不採択とかはしないというような感じですかね。今、おっしゃられているようなの、中身は。その後の会議等で深く審議をして、きちっと決めていくことなので、今の段階では、採択・不採択はしないみたい。そのことに関しては、今は取り扱い

ませんというような感じかなというふうに思ったんですけど。何か書き方、ちょっとないですかね。皆さんにわかるような。

【高橋調査・委員会担当係長】

教育長、ちょっとよろしいですか。

【渡邊教育長】

説明、補足お願いします。

【高橋調査・委員会担当係長】

採択・不採択をしないについては、総務部長のほうで御説明していただいたんですが、この後も具体的には書いてないんですが、6条の審議結果等通知におきまして、その理由をうちのほうで示して通知をいたしますので、採択・不採択をしないというのは、どういう理由でそういう結果になったのかというのは請願者等には通知されますので、そちらのほうで御理解がいただけるかなとは思っております。

【渡邊教育長】

なぜ採択、不採択を行わなかったのか、判断しなかったのかというところを請願者に丁寧に説明をしていますからということですが、それでいかがでしょうか。

はい、小原委員。

【小原委員】

採択・不採択の判断をしないというところですけども、恐らく、さまざまな、何ていうのでしょうか、請願の内容が出てくるので、ここで何々というふうに、この採択・不採択の判断をしない以外のものを書くことは、ちょっと難しいかなと思います。

それと、先ほど説明があったように、請願者のほうに説明の文書と一緒にそういうものが行くということであれば、現状はこの状態で問題ないかというふうに僕は思います。

【渡邊教育長】

ほかの委員さんは、いかがでしょうか。

【前田委員】

小原委員がおっしゃったとおり。

【渡邊教育長】

では今、説明がありましたように、請願された方には丁寧に説明を行うということで御理解いただくということで進めてまいりたいと思います。

【小原委員】

すみません、もう一つ。

【渡邊教育長】

はい、小原委員。

【小原委員】

確認をさせていただきたいんですけども。第3条3項のなお書きの後ろのほうです。別表のいずれかに該当すると教育長が判断したときは、会議で確認の上、審議を行わないことができるというふうになっているので、場合によっては会議で確認の上、審議を行うこともできるというふうな解釈でよろしいですか。

【山田庶務課担当課長】

はい。

【小原委員】

はい、ありがとうございます。

【渡邊教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、今、幾つか御意見ございましたので、そのことを大事に踏まえていただきながら運用していただきたいと思います。

それでは、議案第29号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第29号は原案のとおり可決いたします。

議案第30号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設における指定管理者制度の継続について

【渡邊教育長】

次に、「議案第30号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設における指定管理者制度の継続について」、御説明を生涯学習推進課長並びに宮前区役所生涯学習支援課長にお願いいたします。

【池之上生涯学習推進課長】

それでは、「議案第30号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設における指定管理者制度の継続について」御説明申し上げます。

本議案は、指定管理者制度により管理運営を行っております、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者制度の継続につきましてお諮りするものでございます。

議案書の1ページをごらんください。こちらには、このたび指定管理者制度の継続につきまし

てお諮りする、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の名称、所在地、次期指定期間、指定管理者の応募方法を記載してございます。

議案書の2ページをごらんください。こちらは、本議案の教育委員会への付議について、補助執行先である宮前区長からの依頼文の写しでございます。それでは、別添の議案第30号資料の内容につきまして、引き続き宮前区役所生涯学習支援課長より御説明させていただきます。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

宮前区役所生涯学習支援課長の吉越でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、総括評価シートの御説明をさせていただきます前に、本施設の概要につきまして簡単に御説明をさせていただきます。お手元でございます議案資料のうち、このようなパンフレットをごらんいただければと思います。アリーノと書いてあります黄緑色のパンフレットでございます。

こちらのパンフレットは、利用者を初め広く市民の皆様に御案内用としてお配りしているものでございます。なお、アリーノとは本施設の名称のうち、有馬と野川という二つの地名の頭文字をあわせた名称でございます。表紙の写真は、本施設の正面を撮影したものでございます。

それでは、パンフレットをお開きいただきたいと思います。左から順に右へ1階、2階、3階の御案内となっております。最初に左のページをごらんください。建物は鉄筋コンクリート一部鉄骨造、地上3階建て、敷地面積は1,452.21平方メートル、建築面積は829.98平方メートル、延床面積は1,618.95平米となっております。竣工は2009年、平成21年の3月、開館は5月でございます。

1階につきましては事務室と受付、そして図書室、グループ学習室及び児童室のほか、入り口を入り正面には、有料で飲み物や軽食を提供しております喫茶室がございます。このほか10台の利用者用無料駐車場がございます。

次に、中ほどのページをごらんください。2階は集会室のほか、フリースペース・ギャラリーとグループ室が2部屋及び作業室が1部屋ございます。

次に右ページをごらんください。3階は学習室が3部屋のほか、和室、実習室及び調理室が各1部屋ずつございます。なお有料で貸し出しを行っております部屋につきましては、こちらパンフレットの図面、黄緑色でお示しをしているお部屋でございます。各部屋の写真も掲載しておりますので、御参考にしていただければと存じます。

次に、パンフレットの裏面をごらんください。御利用案内と地図、交通情報等を掲載させていただいております。

以上がパンフレットの概要でございます。御参考としてあわせてごらんいただければと存じます。

それでは、お手元の総括評価シートに戻りまして、御説明をさせていただきます。

最初に1の業務概要についてでございます。施設名は、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設、指定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間です。業務の概要は、市民活動支援を含む生涯学習の振興に関する業務、施設の運営に関する業務、そして設備等の維持管理に関する業務、その他施設の管理に関する業務でございます。指定管理者はアクティオ株式会社で代表取締役、鈴木悟氏です。所管課は宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課となっております。

次に、評価の視点に基づく事業期間全体の評価についてでございます。最初に、評価項目1の市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたかについてです。利用実績の各表をごらんください。総利用者数につきましてはごらんの表にありますとおり、有料貸し室は順調な増加を、また無料貸し室は2万人台を維持して合計人数も年々増加し、平成27年度は合計で8万2,248人、平成24年度の6万3,789人と比較しまして1万8,459人の増加で、割合としては129%の増加となっております。

施設の稼働率につきましては、午前、午後及び夜間をそれぞれのこまとして計算し、合計で有料貸し室及び無料貸し室ともに年々増加してまいりました。

次に、(1)の生涯学習支援事業に関する業務の実施内容についてです。最初に、アの生涯学習支援の実施状況ですが、取組として幅広い世代を対象とした講座・教室・イベントを企画し、実施内容も子育て・健康増進・趣味・教養・料理・地域の歴史など多岐にわたっております。また、毎年受講者に対するアンケートを実施し、利用者ニーズを的確に把握し、常に利用者に関心を持ち楽しんでもらえるような工夫を行っております。

ページをおめくりください。2ページ目でございます。上段の表をごらんいただきたいと思います。平成24年度と27年度の比較では、主催事業の企画数では45から62と約37%、参加人数では1万57人から1万5,508人と約54%のそれぞれ増加となり、生涯学習の振興・支援の役割を果たし、一定の寄与が見られました。

次に、イの読書活動の推進、地域図書室の運營業務についてです。地域図書室では蔵書の図書の出し出しのほか、希望者に川崎市立図書館からの蔵書引き渡し業務を行っており、引き渡しの延長と、一人当たりの貸出冊数の増加による利用者サービスの拡大を図るとともに、図書室のイメージアップや、利用しやすさを目指した季節ごとの演出やBGMを流すなどの工夫を行いました。このほか近隣の有馬・西有馬・鷺沼・宮崎の4小学校を訪問し、子どもたちの利用促進に向けた図書カード作成キャンペーンや図書室においてイベントなどを実施しました。中ほどの図書冊数に関する表にありますように、いずれも年々増加し、平成24年度と27年度の比較では、図書貸出冊数で約35%、市立図書館引き渡し冊数において約13%それぞれ増加となっております。

次に、(2)市民活動の支援業務に関する業務の実施内容についてです。最初に、アの市民活動支援コーナーの活動についてですが、市民活動支援コーナー利用者連絡会の事務局を務め、毎月の運営委員会に出席して利用者の声を伝えるなど、利用方法の改善に向けた取組を行いました。また、新規登録団体のための各種手続を支援し、平成27年度末時点で登録団体数を98団体まで拡大しました。平成26年度からは共催により、市民活動ふれあいフェアを実施し、地域連携も行いました。

次に、イの市民活動育成事業と共催事業の実施についてです。市民活動育成事業については平成24年度から募集し、翌25年度から事業を始めるものでございまして。講座や教室の講師の発掘、地域課題に取り組むグループの育成などを行いました。また共催事業では、市民活動団体への活動の場の提供と、広報活動をサポートするなど参加者の増加につなげました。

次に、ウのアリーノ土曜学校の開催についてです。こちらは、平成26年度から実施し、地域の歴史や史跡等に関する講演などにより、地域人材の発掘とネットワークづくりに貢献しました。

次に、3ページをごらんください。エのアリーノサークルネットワークの発行についてです。平成25年度から活動団体の紹介冊子として毎年発行し、施設利用団体の様子を地域の人たちに

知っていただくことができました。

次に（３）施設の運営に関する業務、施設設備及び備品等の維持保全に関する業務についてです。こちらは施設の運営と維持管理業務を仕様書に基づき適正に実施しました。また、毎年行う利用者アンケートの声を反映し、卓球台の更新や温水洗浄便座の設置、ギャラリー壁面の展示用レールの設置などをそれぞれ行いました。

なお、（４）のその他の管理運営のために必要な業務につきましても、適正に実施されました。

最後に評価についてですが、仕様書に定めた業務を全て適正に実施し、利用者も増加していること等から考察して、量及び質の両面において十分なサービス提供を行ってきたと評価できます。

次に、評価項目２の当初の事業目的を達成することができたかについてです。本施設は川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例第１条に基づき設置され、あらゆる年齢層の人たちが学べ、生涯学習活動を通じて人々の触れ合いや地域活動の活性化が図られる地域コミュニティの核となる場所として指定管理者が持つノウハウを生かし、利用実績やアンケート調査等による利用者ニーズを的確に把握した効果的な事業運営が行われた結果、事業目的を達成しました。

収支実績につきましても、利用者の増加に向けた取組を続け、安定した利用料金収入と、これによる収益の確保により効果的・効率的な施設運営を実施したことから、これらを総合して適正であると評価できます。

次に、４ページをごらんください。

評価項目３の、特に安全・安心の面で問題はなかったかについてです。施設運営においては仕様書に基づく職員の勤務及び配置を適切に行い、イベント実施等により利用者数が多く見込まれる場合は、あらかじめ対応するスタッフ数を増員するなどの対策を実施しました。なお、西側広場での夜間における利用者以外の者の滞留等に対する防犯対策については、利用マナーを呼びかける注意看板や防犯カメラの設置、警察署へ夜間のパトロール強化の依頼を迅速に行い、利用者が安心して利用できるよう対応しました。

また、施設利用者用の駐車場につきましては、利用者の安全確保や利便性を向上するために、満車・空車の電光表示灯を設置しました。このほかソフト面においては、消防法で定める防火管理者の選任、普通救命救急講習の受講、講師を招いてのＡＥＤ講習会の実施など必要資格の取得と知識を習得した適切なスタッフの配置により、適正に安全・安心への取組を行いました。

次に、評価項目４の、さらなるサービスの向上のために、どのような課題や改善策があるかについてです。最初に、施設利用や稼働率向上に向けた取組についてです。平成２７年度に２階市民活動支援コーナーの利用内容の見直しにより一定の効果がありましたが、引き続き広報を含めた利用率向上の取組を行う必要があり、利用方法が限定される調理室なども同様に検討していく必要があります。

次に、人材に関するものとして、本施設は生涯学習、市民活動支援、そして図書室の運営など事業が多岐にわたり。また、幼児からシニアまであらゆる世代の人たちが集まり、利用する場所であり、引き続き利用者ニーズに応え、提供するために一層の知識と経験、情報を有する人材の育成が必要です。

次に３、これまでの事業に対する検証についてです。最初に、検証項目１の所管課による適切なマネジメントは行われたかについてです。毎月上旬に市民館において行政側から生涯学習支援課長及び管理担当課長補佐、施設側からは館長及び事業者の本社から営業課長が出席し、定例会議を行いました。この会議において利用実績、事業の実施状況等の月例報告と利用者の意見・要

望に関する情報共有、対応について協議・確認を行いました。なお、事故や苦情等については発覚した時点で直ちに学習支援課へ時間の区別なく報告することを徹底しており、こちらも適切に運ばれました。

次に、検証項目2の制度活用による効果はあったかについてです。本施設は平成21年度の開設当初から指定管理者制度を導入しているため、直ちに直営事業との比較はできませんが、サービス面に関し指定管理者が持つ民間ノウハウを十分に生かしながら、専門性を発揮した事業展開を行ってきました。また、利用者からの要望把握に努め、利用者の立場に立った施設管理・運営及び自主企画事業などを行ってまいりました。利用者数や施設の利用率については、平成24年度から27年度までの4年間で増加し、企業努力の成果が伺えますが、今後もさらなる向上が求められます。なお、指定管理者制度導入により生涯学習及び図書館業務に関する専門知識や経験を有する人材の確保も柔軟に行いやすいなどのメリットがあります。

コスト面に関しましては企業努力の結果、利用者の増加による利用料金収入の増加や賃借料等の見直しによる支出削減などにより、毎年安定した収益確保と経営が行われました。このことから、指定管理者制度の導入による効果は良好であったと考えます。

次に、5ページをごらんください。検証項目3の当該事業について、業務範囲、実施方法、経費等で見直すべき点はないかについてです。指定管理期間5年間のうち終了した4年間を検証した結果、説明でも申し上げましたとおり、毎年年間を通して充実したサービス提供を行い、施設設置の目的にあった運営管理を達成したと考えております。このことから平成29年度以降も指定管理者制度を導入し、おおむね現行内容を基本とすることが望ましいと思われませんが、本施設は開館から8年目を迎え、今後施設修繕等の増加が見込まれることから、これらの修繕更新計画及び経費について指定管理者及び財産所管局である教育委員会と調整が必要であると考えます。

次に、検証項目4の指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないかについてです。本施設における指定管理者制度以外のものとして、市職員による直営方式と、管理監督や企画部門などを市職員が担い、施設運営やルーティン業務を業務委託により行う設置方式が考えられますが、本施設は平成21年度の開館以来、指定管理者制度を導入し、施設管理及び運営が行われてきました。現在の指定管理期間を5年としていることから、中期的計画による施設運営が可能であり、平成24年度から27年度までの4年間において着実に実行されてまいりました。

この間、創意工夫をした各種事業の実施や新規事業の企画立案、地域活動団体との共催事業の実施など、迅速で的確な取組を行うことで施設利用率の向上や利用者数の増加につなげてまいりました。また、経費の縮減もあわせて実施するなど、効率的な運営を行いながら有馬・野川地区の大切なコミュニティ施設として地域にしっかりと根づき、人々との連携・協力体制を構築し、現在まで良好な関係を保ってまいりました。これらの状況から考察して、本施設の管理運営は引き続き指定管理者制度を活用していくことが効果的で効率的であると考えます。

最後に4、今後の事業運営方針についてです。有馬・野川生涯学習支援施設の設置目的を実現するために、幼児からシニアまであらゆる世代の人たちに愛され、親しまれ、楽しんでいただける情報発信拠点となれる柔軟な施設運営と効果的な事業推進を行う必要があります。そのために多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応できる、地域における生涯学習拠点として民間のノウハウを活用した事業運営を行ってまいりたいと思います。

以上で、有馬・野川生涯学習支援施設に関する指定管理者制度の活用についての説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者制度の継続についてということでございました。ただいまの議案書の2枚目には、宮前区長からの依頼文もつけてありますので、こちらも御参照いただければと思います。

宮前区長からは、宮前区役所指定管理者選定評価委員会において審議したところ、今後も指定管理者制度を継続することが適当であるという結果をいただいているということ踏まえて報告を受けまして、その上で教育委員会に対して、継続について審議をお願いしたいということで文書がつけられているところでございます。

この依頼文と、それからただいまの説明等を受けまして御審議いただきたいと思いますが、まず御質問等ございましたらばお願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

はい、お願いします。

【吉崎教育長職務代理者】

資料のほうの総括評価シートなんです。3ページのところなんです。2の達成状況のところ、年度ごとに収入、支出、収支差額が出ていますが、1点目の質問は、これは黒字だということでもいいのかということと、2点目、括弧内が指定管理料となっていますが、指定管理料というのは収入なんですか、支出ではないんですか。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

まずは、黒字、赤字の件でございますけれども、右側が収支差額ということで、それぞれ各年度ともにまずは黒字という、収益を上げている状況でございます。

それから、括弧書きの中の指定管理料といったものでございますけれども、これは川崎市のほうから指定管理業者にお渡ししている1年間の運営経費ということでございますので、こっちは事業者側としては収入という、そのような扱いとさせていただいております。それとあとは、その括弧と、その上段にございます括弧以外の収益とのその差についてでございますけれども、これは、こちらの指定管理者が施設の使用料ですとか、そういったものの収入、そういったものに関する差となっております。

【吉崎教育長職務代理者】

わかりましたけど、言葉が、指定管理料が収入というのは、ちょっとわかりにくくてですね。これは結局、市から入っているお金ということですよ。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

はい、さようでございます。

【吉崎教育長職務代理人】

だから、言葉が指定管理料という言葉なのかどうか。つまり指定管理者ということ、今、言っている、なんかすごく混乱するというか。だから市から入っているお金なら市から入っているお金、その差額があるでしょう、一般の人から取っているお金、使用料ですよね。だから、そういうならそういうほうがわかるので。指定管理料という言葉は適切じゃないと思うんだけど、いかがなんですか。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

一応、私どもから指定管理者を指定して、渡せるときに指定管理料としていかばかりの、これだけのお金をという形で渡している関係で、ちょっと同じような文言を使わせていただいたところなんですけども。ただその表として、例えば初めてごらんいただく方にわかにくい部分等ございましたらば、この辺はちょっと工夫を加える余地はあるのかなと。

【吉崎教育長職務代理人】

はっきり言ってくださいということでしょう。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理人】

指定管理料は、普通、支出のほうがいいんじゃないかと私は思うんだけど。おかしいですか、その考えは。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

ええと、この。

【吉崎教育長職務代理人】

収入でいいんですか。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理人】

指定管理料。

【池之上生涯学習推進課長】

市からの指定管理料というのは、指定管理者側から見ると収入というふうに捉え、こういった表記も多いかなと思います。

【吉崎教育長職務代理人】

僕も幾つかこういう財団の役員をやっているのですが、余計聞くんですが。例えば財団に親会社のほうから入る場合は、指定管理料みたいな言い方はしないので。だから、指定管理料という言葉自体が、市から入れるお金としての言葉としては、何か僕は適切だとは思わないので聞いているだけです。今まで関連でそうだったんでしょうが、私はどうもおかしいと思っているんですけど。

【渡邊教育長】

委員の財団とその親会社との関係とは、また市とその指定管理者とはちょっと違う関係だと思うんです。指定管理者が市からの管理料を得て、それを収入として事業を展開しているという関係です。

【吉崎教育長職務代理人】

わかりますよ。言っている意味はわかるんですけど、それは指定管理料というんですかと言っているわけ。

【池之上生涯学習推進課長】

そうですね。委託で行ってれば、委託料というふうに言うんですけども、今回、指定管理者制度ということで、指定管理で行っているの、指定管理料というのでも適切かと。

【渡邊教育長】

本市、いろいろな指定管理事業があると思いますが、いずれもこういった名称で使われているものですね。

【池之上生涯学習推進課長】

はい。ちょっとわかりにくいかもしれないですけど、一般的には指定管理料ということでもよいと思います。

【吉崎教育長職務代理人】

いいですか。私にはわからない。

【渡邊教育長】

指定管理料ということは御理解いただいたということですよ。

【吉崎教育長職務代理人】

わかっていますよ、中身もわかりますよ。ただ指定管理するときには、指定管理するほうがお金がかかるんじゃないのと思って。ただ、それだけです。言葉の使い方は、これ日本語として適切なのかなど。いいです。またいろいろ考えてみます。

【渡邊教育長】

それでは、ほかの委員さんいかがでしょうか。

【小原委員】

よろしいでしょうか。

【渡邊教育長】

はい、小原委員。

【小原委員】

評価シートの1ページ。1の利用実績についての総利用者数なんですけども、これは実人数ですか、延べ人数ですか。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

こちらは延べ人数でございます。

【小原委員】

延べ人数ですね。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

はい。

【小原委員】

ということは、実際にいけば人数としては、ここまではいってないということですね。

【吉越宮前区役所生涯学習支援課長】

そうですね。同じ方が。

【小原委員】

同じ方が複数来るからということですね。はい、ありがとうございます。

【渡邊教育長】

前田委員さん、濱谷委員さん、いかがですか。よろしいですか。

【濱谷委員・前田委員】

はい。

【渡邊教育長】

それでは、ほかに特にないようでしたら、ただいまの議案第30号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第30号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げますが、開催当初にお諮りして決定いたしましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして傍聴人の方は御退席くださいますようお願いいたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、野本庶務課長、大島教職員課担当課長が説明した。
報告事項 No. 6 は承認された。

10 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。お疲れさまでした。

(15時26分 閉会)

本会議事項の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、川崎市教育委員会会議規則第15条の規定により署名する。

川崎市教育委員会

委員

委員